

12月は納税推進強化月間 未納の方は至急納税を!

市では、12月を納税推進強化月間としています。期中、市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納され

ていて、督促状及び催告書等により再三にわたり納税のお願いをしてきたにもかかわらず、全く応じていた

だけない方には、自宅や勤務先に市職員が訪問して、事情をお聞きしたり、その方の財産調査を行います。



訪問や財産調査の結果によりましては、地方税法の定めに従い、財産(電話加入権・預貯金・給

与・生命保険金・不動産等)の差し押さえを執行します。差し押さえが執行されると、納税者の社会的信用も失うことになりかねませんので、納め忘れていた方や、滞納されている方は、至急納めるよう、ご協力をお願いします。

● 固定資産税・都市計画税 第1期(6月2日)、第2期(7月31日)

● 国民健康保険税第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日)

● 介護保険料第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日)

● 軽自動車税全期(6月2日)

● 固定資産税・都市計画税 第1期(6月2日)、第2期(7月31日) ● 国民健康保険税第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日) ● 介護保険料第1期(9月1日)、第2期(9月30日)、第3期(10月31日) ● 軽自動車税全期(6月2日)

消費税が変わります

消費税法の一部が改正され、原則として平成16年4月1日から適用されます。

◆ 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行の3千万円から1千万円に引き下げられます。

◆ 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度を適用することができるとする基準期間の課税売上高の上限が現行の2億円から5千万円に引き下

げられます。 ◆ 課税期間特例の改正 3月の期間を1課税期間とする現在の特例に加え、新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられます。 ◆ 中間申告の改正 直前の課税期間の確定消費税額(年税額)が4800万円を超える場合には年11回(1月ごと)の中間申告・納付を行うこととなります。



納期内納税にご協力を

納め忘れはありませんか

口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

総額表示の義務付け

課税事業者が消費者に対して、価格をあらかじめ表示する場合には消費税額(地方消費税額を含む)を含めた支払総額の表示を行うことが必要となります。

改正消費税法説明会

日時 12月2日(火) ①午前10時～11時 ②午後1時30分～2時30分 ③午後6時30分～7時30分

場所 商工会館301会議室 問合せ 青梅税務署法人1部 門番 0428-22-3185

商工会消費税法講習会

消費税法の一部が改正されることとなり何かと準備が必要となります。個人事業者の場合は平成17年分から、法人の場合は平成17年3月末決算期分から適用されます。今回の講習会は、実務的な視点から基本的なポイントを中心に説明します。

日時 ①11月26日(水)午後3時～②12月11日(水)午後3時～

場所 商工会館1階研修室 講師 税理士 問合せ 福生市商工会 551-2927

公開します 市政情報
保護します 個人情報
ご利用ください 情報コーナー
情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問合せは、文書職員課文書係へ。



市内在住の有識者をコーディネーターに据え、一般参加者の方も同じフロア

12月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 行政相談	3日(水)	午後1時30分～4時30分	商工会館2階会議室	
登記相談	4日(木)			
法律相談	5日(金) 10日(水) 17日(水) 24日(水)			
交通事故相談	18日(水)			
税務相談	25日(水)			
女性悩みごと相談	福生市 10日(水) 24日(水)	午前9時30分～ 午後0時20分	市役所1階 市民相談室	福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前日から電話で福生市市民相談係 ☎551-1511・羽村市市民相談係 ☎555-1111へ。
羽村市との 共同事業	羽村市 3日(水) 17日(水)	午後1時30分～ 4時20分	羽村市役所 東庁舎1階 福祉事務所内 相談室	
少年相談	19日(金)	午前9時～ 午後5時	市役所1階 市民相談室	予約制、市民相談係へ。相談日以外には警視庁八王子少年センター ☎0426-42-1677へ。
高齢者職業相談	16日(火)	午後1時30分～ 4時30分	市役所1階 市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜 ・水曜日	午前9時～ 午後4時	市役所1階 介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜 ・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎 2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～ 4時	福祉 センター	
金融相談	4日(木)	午後1時30分～ 3時30分	商工会館 1階研修室	商工会 ☎551-2927 ※対象は市内の小規模事業者

市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談(☎551-1511市役所代表)、教育相談(直通☎551-7700)は、各部署で毎日行っていますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552-5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係

「いっしょに話そう、まぢづくりフォーラム」
で話し合うという形式で、気軽に話せる雰囲気の中で、いっしょに身近な問題を話し合いませんか。いろいろおもしろい話が聞けると思います。ぜひ、お越しください。

日時 12月13日(土)午後2時～4時
場所 福祉センター学習室
集会所※保育室あり(事前申込み必要)



日米合同演奏会
福生吹奏楽団と米空軍音楽隊パシフィックショーケースとの合同演奏会です

日時 11月29日(土)開場午後6時・開演午後6時30分
場所 市民会館大ホール
対象 小学生以上 ※入場無料
申込み 福生市商工会 ☎551-2927 でチケットを配付

10月の横田基地飛行回数		問合せ環境課環境係	
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近	福生市役所屋上	
	飛行回数	前年比	飛行回数
飛行総数	1,424	352	219
昼間(午前7時～午後7時)	1,187	235	148
夕刻(午後7時～午後10時)	218	129	64
夜間(午後10時～午前7時)	19	-12	7
最高音圧レベル(デシベル)	120	3	91